

加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準改正に対する意見

平成29年 7月28日
 日本チェーンストア協会
 食品委員会委員 岸 克樹

本日の答申書部会長案ならびに第39回食品表示部会(3月29日開催)以降の4回にわたる議論を踏まえて、以下のとおり意見・要望を申し述べます。

全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けることのメリット・デメリットについて、本部会において未だ十分に共有できていないと見受けられるため、本日の答申書部会長案に賛成することはできません。「諮問された食品表示基準案を適当とする前提条件」に係る消費者の理解や事業者の実行可能性の実態を正しく踏まえ、これまでの議論を再整理した上で基準改正の是非を含めて再検討を要望いたします。

1. 食品表示法案審議の基礎となった消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」(平成24年8月9日)においては、「その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見て(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点」が必要とされ、『より多くの消費者が重要と考える情報』かどうかという観点から、優先順位をつけて検討すべき」との整理が行われました。

この食品表示法制定の主旨が、改めて「【付帯意見】1.」として確認されたことは歓迎しますが、そうであるならば、原料原産地表示制度の導入については、少なくとも「より多くの消費者が重要と考える情報かどうかの優先順位」の点から議論されるべきと考えます。例えば、現行基準におけるアレルギー表示についても、原則である個別表記によってラベルに分かりやすく表示できるかについては困難であるとの声もあり、このような現実を踏まえてなお義務表示を拡大するためには、よりわかりやすい消費者のメリットを追求する必要があります。

2. 例えば、消費者のメリットとして、「例外措置によって、少なくとも『●国産のいずれかが使用されていることがわかる』『輸入品が使用されていることがわかる』旨の説明がされてきましたが、このような例外措置を設けることが、一般の消費者にとって真に「自主的かつ合理的な選択機会の確保」につながるか否かについては未だに疑問が残ります。新たな原料原産地表示制度の導入によって、

名称 ポークソーセージ

- (例①) 原材料名 豚肉(アメリカ、カナダ、国産)、
- (例②) 原材料名 豚肉(アメリカ又はカナダ又は国産)、
- (例③) 原材料名 豚肉(輸入、国産)、
- (例④) 原材料名 豚肉(輸入又は国産)、
- (例⑤) 原材料名 豚肉(国内製造)、

といった表示がなされることとなりますが、これらの表示はそれぞれ一般の消費者にどのように理解され、どのようなメリットにつながるのか改めて検証されるべきと考えます。

新たな原料原産地表示制度の対象範囲の大きさを考慮すると、制度の導入後に消費者の理解度を検証するのではなく、新たな原料原産地表示制度が消費者のニーズやメリットにどのように向き合っているのか、そしてこの制度によってかえって消費者の誤解と混乱を招くことにならないかについて、事前にしっかりと検証した上で制度の導入を議論すべきではないかと考えます。

3. 事前の検証を改めて求める理由は、消費者のメリットに対する理解が共有できておらず、混乱を招く懸念が払しょくできていないにもかかわらず、事業者にとっては非常に大きな負担を伴う制度改正であるためです。

製品に占める重量割合上位1位の原材料表示を原則としつつ、実行可能性を確保する方法として例外措置が設けられましたが、そもそもこの新たな制度における実行可能性の確保とは、「多くの事業者が原料原産地情報を確実に正しく表示できる方法」を検討することであって、「全ての加工食品を義務対象として、何らかの原料原産地情報が表示できる方法」を模索することではないと考えます。

原料原産地表示制度が十分に機能するか否かは、例外措置を設けることではなく、サプライチェーンの各段階において、原料原産地情報を正しく確認し、いずれかの手段で正しく伝達し、一定期間適切に効率的に保存することができるか否かにかかっています。「【付帯意見】2.」には、「国際的にはほとんど類例のない制度となるため、制度施行後の海外との商取引に影響がでないように」と記述されていますが、このような懸念がある中で、正しく情報伝達される仕組みが担保されているとは考えられません。

繰り返しになりますが、原料原産地表示制度が機能するためには、「サプライチェーンの各段階において、正しい原料原産地情報を正しく伝達し、一定期間適切に効率的に保存することができること」が必須です。これまでの実行可能性の議論においては包装材の切替えの問題に集中しましたが、このような観点からの議論は決して十分ではなかったものと考えます。

その意味において、第42回部会に出された「仮に義務表示の対象を拡大したとしても、原料原産地が不分明のものは書かない」との趣旨の意見は傾聴に値すべきものと考えます。

4. これらの観点に加え、消費者のメリットとデメリットはどのようなものであって、そのために事業者はどの程度のコストと労力等を負担して「消費者の自主的かつ合理的な選択」をどの程度達成できるのかについて、やはり全体として検証されるべきではないかと考えます。

事業者の負担感や包装材切替えの問題を中心に議論されてきましたが、サプライチェーンの各段階において、原料原産地情報を正しく確認し、いずれかの手段で正しく伝達し、一定期間適切に効率的に保存することや、それに従事する者の労力、システム改修等のコストについてはあまり考慮されていなかったと思料します。社会全体にこのような負荷を課してなお義務表示を拡大するためには、コスト等を含めたメリットとデメリットのバランスを最終的に評価する必要があるのではないかと考えます。

以上